

議案第 57 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 50 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。  
附則第 5 項第 2 号を次のように改める。

(2) 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する条例で定める割合 5 分の 4

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和 4 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

地方税法が一部改正され、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置が見直されたことに伴い、所要の措置を講ずるため提案するものであります。